

石油貯蔵施設立地対策等交付金について

【目的】

石油貯蔵施設の周辺の地域における住民の福祉の向上を図るため特に必要があると認められる公共用の施設で、石油貯蔵施設の設置に伴って整備することが必要と認められるものの整備を図り、もって石油貯蔵施設の設置の円滑化に資することを目的としています。

【貯蔵量】

当該交付金の交付限度額は、石油精製業者等が設置した石油貯蔵施設の貯蔵量に応じて算出され、貯蔵量の算定に当たり、液化石油ガスにあっては、高圧ガス保安法の許可を得て設置された貯蔵施設を対象とし、液化石油ガス以外の石油にあっては、消防法の許可を得て設置された貯蔵施設を対象としています。

【交付対象】

一市町村に存する石油貯蔵施設の合計貯蔵量が十万キロリットル以上の場合において行われる交付対象事業（石油貯蔵施設の設置がその区域内において行われるいる市町村の区域及びこれに隣接する市町村の区域において行われる公共用の施設の整備の事業に係るものに限る。）が適当と認められるときは、当該交付対象事業に要する経費の全部又は一部に相当する金額を交付金として交付するものです。

【交付限度額】

石油貯蔵施設の合計貯蔵量を基に、交付規則で定める算式により、算定します。

【道内の状況】

◆ 石油貯蔵施設立地地点

石狩市、苫小牧市、厚真町、室蘭市、釧路市、北斗市

※交付金は、それぞれの地点において、立地市町村及び近隣市町村に配分されます。

◆ 交付対象施設

「消防・防災に関する施設」等で、国の採択を受けます。